

【仙台市生活保護法等指定医療機関の皆様へ】 令和5年10月から生活保護受給者全員の 受給者番号が変更となります。

生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の導入に伴い、仙台市では令和5年10月分の医療券・調剤券より、生活保護を受給している方全員の受給者番号が変更となります。

新しい受給者番号は、各福祉事務所から発行される10月分以降の医療券・調剤券をご確認願います。診療報酬請求時には、対象月の受給者番号を必ずご確認くださいませようお願いいたします。

※令和5年9月分以前の医療券・調剤券は、発行された時期にかかわらず、従前の受給者番号が記載されます。

※誤った受給者番号で請求した場合、返戻となる場合があります。

【医療扶助オンライン資格確認について】

生活保護の医療扶助において、現在紙で発行している医療券について

- ・生活保護受給者の利便性を高めること
- ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること
- ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

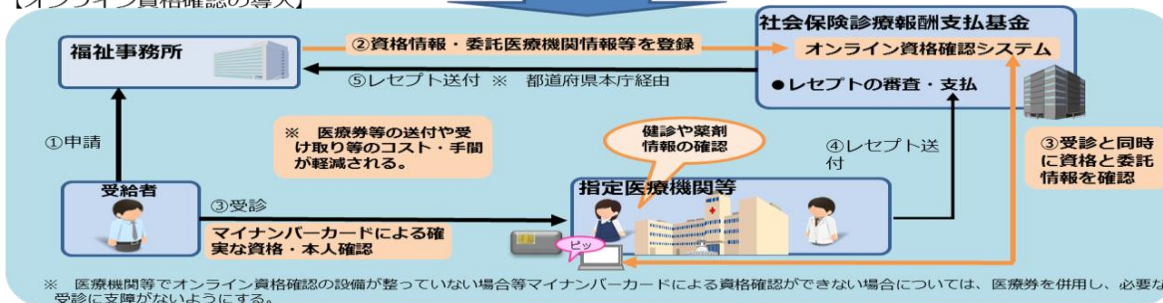
などを目的として、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入される予定です。

※福祉事務所において、月ごとに医療券・調剤券の発行認定を行う仕組みはオンライン資格確認導入後も継続しますので、医療保険とは異なり、資格情報に加えて委託情報（医療券・調剤券の発行情報）もご確認いただく必要があります。

【現行の医療扶助の受診】



【オンライン資格確認の導入】



※ 医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合等マイナンバーカードによる資格確認ができない場合については、医療券を併用し、必要な受診に支障がないようにする。

(厚生労働省ホームページより)

【問い合わせ先】

●医療扶助オンライン資格確認、受給者番号、指定医療機関の指定について
健康福祉局保護自立支援課 022-214-8160（直通）

●個別の受給者の医療券・調剤券について

青葉福祉事務所保護第一課 022-225-7211（代表）

青葉福祉事務所宮城管理課 022-392-2111（代表）

宮城野福祉事務所保護課 022-291-2111（代表）

若林福祉事務所保護課 022-282-1111（代表）

太白福祉事務所保護第一課 022-247-1111（代表）

泉福祉事務所保護課 022-372-3111（代表）